

資料18(午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務要件等の改正について

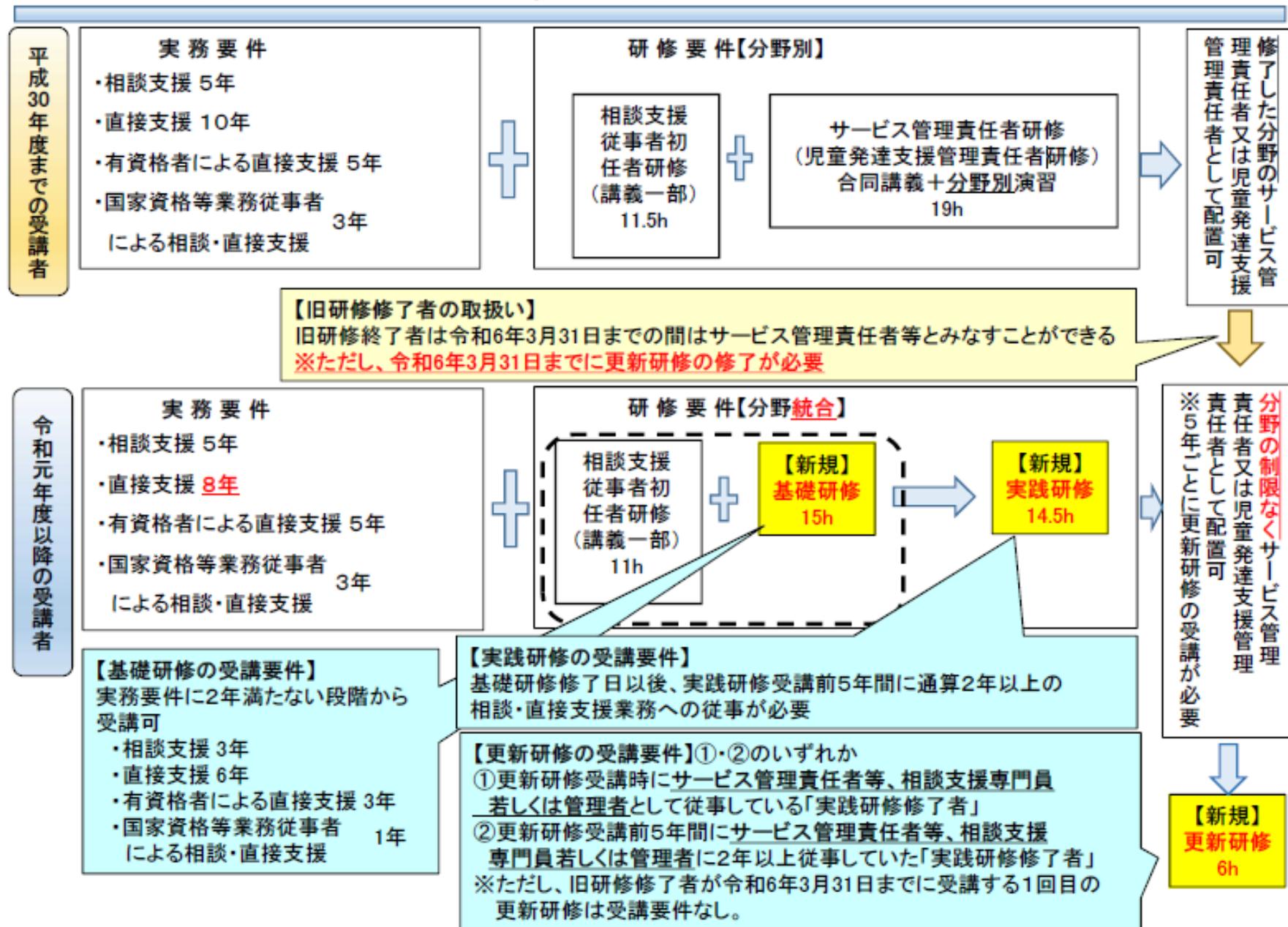
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務要件等については、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）が平成31年3月29日厚生労働省告示第109号により制度改正が行われております。

改正内容については、「「サービス管理責任者研修事業の実施について」の改正について（平成31年3月29日障発0329第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」等により示されており、各事業所におかれましては、既にご了知のことと思いますが、今後、更新研修を期限内に受講しなければならないなどの対応が必要となることから、厚生労働省告示、別添資料（千葉県ホームページ掲載）などを参考に内容を改めて確認の上、遺漏のないよう対応をお願いします。

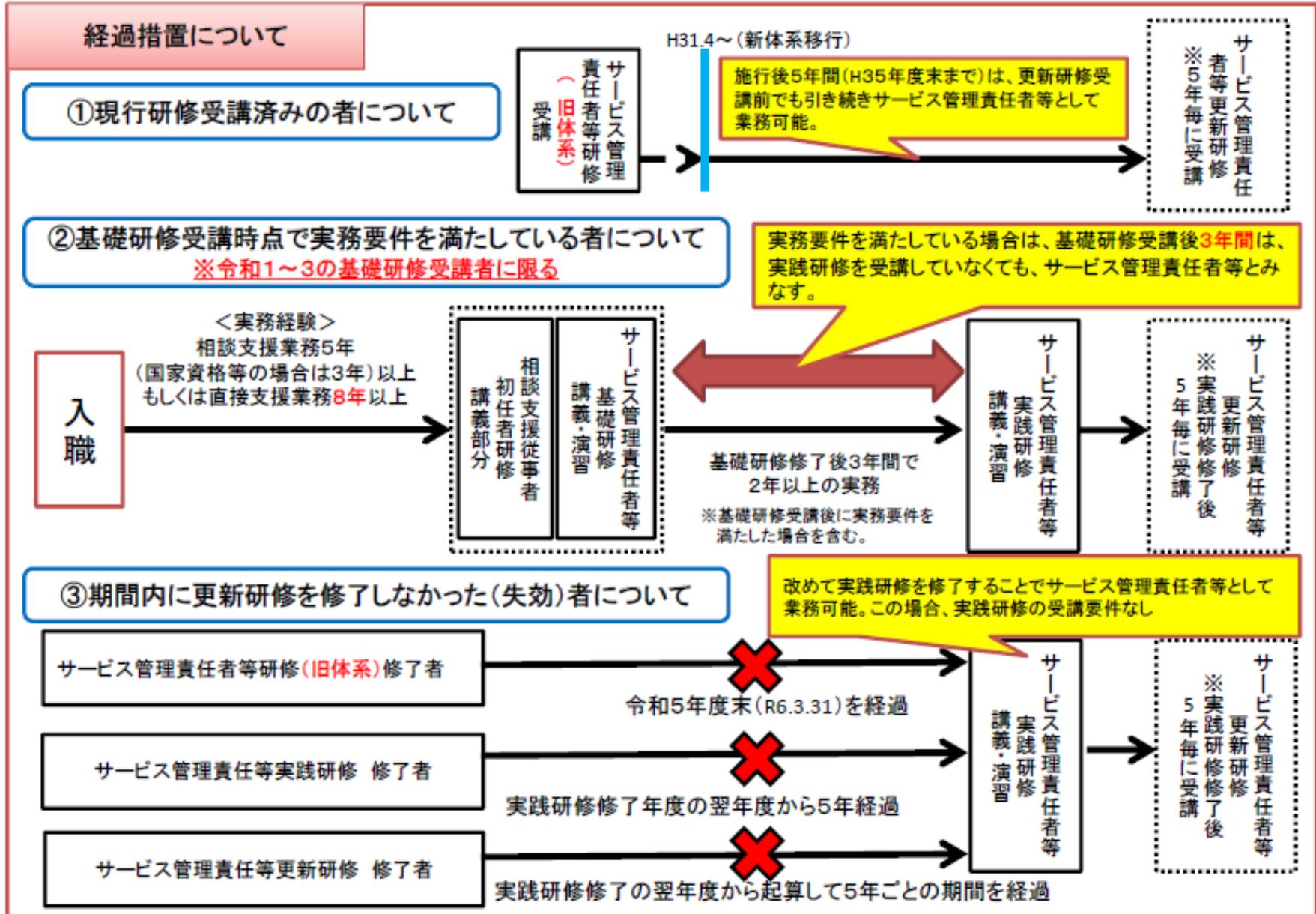
【参考】千葉県ホームページURL

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/kenshuu/index.html>

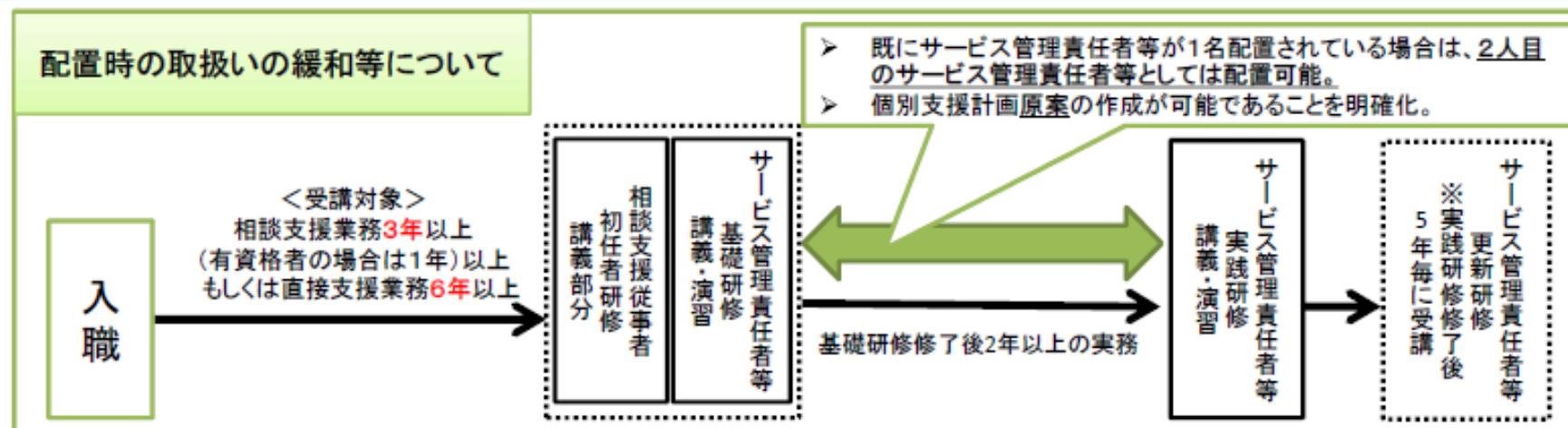
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



千葉県の実施スケジュール(案)

	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
基礎研修	令和1年度から開始				
実践研修			令和3年度から開始		
更新研修		令和2年度から開始			

サービス管理責任者の実務経験

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	
			現行 (~H30)	改定後 (R1~)
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修修了者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上ある者		
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
		特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上	8年以上
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修修了者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に3年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	3年以上	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

児童発達支援管理責任者の実務経験

業務の範囲	業務内容	実務経験年数	
		現行 (～H30)	改定後 (R1～)
<p>障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上	5年以上
	医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）国家資格等※1を有する者 （4）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者		
	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
	学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
	乳幼児、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者		
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
<p>②直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p>	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上	8年以上
	障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		
	学校に従事する者		
	児童福祉等に関する施設、事業に従事する者		
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
<p>③有資格者等</p>	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）保育士 （4）児童指導員任用資格者	5年以上	5年以上
	上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	3年以上	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。